

奈良県告示第十一号

次のとおり都市公園を廃止するので、奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 名称 吉城園

二 位置 奈良市登大路町及び水門町

三 区域 別紙図面のとおり

（別紙図面は省略し、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局公園緑地課奈良公園室において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。）

四 廃止の期日 平成二十九年四月七日